

リオデジャネイロ日本商工会議所
CNPJ:34.262.931/0001-80

定款

1971年12月28日制定(名称変更)
1972年 9月28日一部改正
1976年 9月10日一部改正
1978年 9月11日一部改正
1979年 9月26日一部改正
1990年10月19日一部改正
1999年 3月11日一部改正
2002年 3月14日一部改正
2003年 3月13日一部改正
2007年 3月26日一部改正
2017年 3月09日一部改正
2020年 3月13日一部改正
2024年 5月10日一部改正

第1章—名称及び所在地

第1条 本会議所はリオデジャネイロ日本商工会議所(CAMARA DE COMERCIO E INDUSTRIA JAPONESA DO RIO DE JANEIRO)と称し本部をリオデジャネイロ州リオデジャネイロ市カステロ地区フランクリン・ルーズベルト大通り39番地919号、郵便番号第20021-120号に、そしてその司法区をリオデジャネイロ州リオデジャネイロ市におく。

第2章—性格と目的

第2条 リオデジャネイロ日本商工会議所は営利又は政治目的を持たない民間団体であり、社会的な目的を支援する自然人及び法人の無制限の会員数で構成され、そして本定款と現効法律に従う。また、会員相互間において権利と義務は持たないものとする。

第3条 本会議所の目的は次の通りである。

- (イ) 日伯関係当局及び同種団体と密接な協力のもとに、両国間の商工業文化及び友好関係を促進する。
- (ロ) 両国間の商工業、文化及び友好関係を促進助長するための方法を研究し、必要と思われる場合はこれを関係当局に勧告する。
- (ハ) 会員に対して本会議所の有する活動範囲内で専門的援助を与える。
- (ニ) 商工活動に要因した係争問題の有効的解決のため仲介の労をとる。

第3章—会員

第4条 会員とは本会議所の目的を賛同する自然人及び法人で理事会にて入会を承認されたもの。

単項：本会議所によってなされた債務の責任は、その単独又は間接たるを問わず会員はその責任を負わない。

第5条 会員は以下の種類とする。

- (イ) 正会員：ブラジルにおいて経済活動に従事又は会議所の目的を援助する。日本資本の参加している伯国法人、日系の伯国法人及び日本の法人で、本会議所への加入を認められたものをいう。正会員は定期総会及び臨時総会における投票権を有する。
- (ロ) 賛助会員：本会議所の目的に賛同して賛助会員たることを希望するもので、理事会にてその加入を承認された法人又は自然人をいう。賛助会員は定期総会及び臨時総会における投票権を持たない。
- (ハ) 名誉 会員：理事会により推薦されたものをいう。名誉会員は定期総会及び臨時総会における投票権を持たない。

第4章—入会、退会及び除会

第6条 正会員又は賛助会員として入会を希望するものは、所定の申込書に推薦する2名の連署を付して当会議所に提出しなければならない。

第7条 正会員又は賛助会員として入会を希望するものは、理事会の承認と入会金及び会費の払い込みの行われた時点で、正会員又は賛助会員としての資格を得ることができる

第8条 会員が法人の場合は、入会の時及びその代表者交替の都度次の氏名を届け出るものとする。

- (イ) 法人代表者氏名
- (ロ) 本会議所に対する法人の代表者氏名

第9条 正会員又は賛助会員で6ヶ月会費を滞納したもの又は本会議所所定の資格を喪失したものは、理事会の決議により除名することができる。

第10条 名誉会員は入会金及び会費を免除される、又賛助会員及び名誉会員は総会における投票権を持たない。

第11条 会員が退会を希望する場合は文書により届け出る。但し既納の会費は会員に返還されない。

第12条 会員はすべて本会議所備付けの会員名簿に登録される。又本会議所によってなされた債務の責任は、その単独、間接又は連帯たるを問わず会員はその責任を負わない。

第13条 会員は以下の場合理事会の決議により除名することができる。

- (イ) 定款に違反し除名される正当な理由がある場合
- (ロ) 重大な誤りの根拠が証明され決議される場合

第14条 会員が定款又は規則の条項に違反し、又は本会議所の名誉を毀損する、或いはその規則を妨害する行為を犯す場合、次の処罰を受ける：理事会の決議により忠告、会員の一時停止又は除名

第5章 一會員の権利と義務

第15条 會員は、下記の権利を有す。

- (イ) 本會議所より情報、資料、及び刊行物の配布を受ける。
- (ロ) 本會議所の主催する講演会、懇談会、講習会、工場見学、産業視察、その他の行事に参加する。
- (ハ) 本會議所の施設を利用する。
- (ニ) 前3項以外に本會議所の諸行事より便益をうける。
- (ホ) 本會議所の定款、内規、事業報告書、決算書類及び財産目録の検査のため閲覧を請求する。

第16条 會員は以下の義務を負う。

- (イ) 本會議所と交わした全ての義務を完全に遂行し、事前に定められた会費を期限内に支払うこと。其の支払が6ヶ月或いはそれ以上滞納する場合、會員資格を失う。
- (ロ) 本會議所の目的を達成するため、定款と規則の条項を遵守しその運営に協力する。
- (ハ) 本會議所から退会を希望する場合、退会申請書を提出して誓約から免除される。
- (ニ) 本會議所の定款及び規則を尊重し、同會議所の決議を実行しまた履行する。
- (ホ) 定期総会で決められた会費を理事会で定めた期限内に支払う。
- (ヘ) 本會議所の名誉を保護する。

第6章 一機関

第17条 本會議所は以下の機関により構成される。

- (イ) 総会
- (ロ) 理事会
- (ハ) 監査会

第7章 一総会

第18条 総会は定期総会と臨時総会とにわかれる。定期総会は毎年1回3月に開催される。臨時総会は次の通り招集することが出来る。

- (イ) 理事会が決議した場合
- (ロ) 会費を完納した正會員1/3の請求による場合

第19条 定期総会及び臨時総会の招集は各會員にEメール、レター及び/又は主要な新聞に公示して、総会の5日前までに通知する。

第20条 下記事項は定期総会の決議を必要とする。

- (イ) 年次事業報告、貸借対照表、損益計算書
- (ロ) 年次事業計画及び同予算

(ハ) 2年毎の理事及び監査の選任

第21条 下記事項は臨時総会の決議を必要とする。

- (イ) 定款の変更
- (ロ) 理事及び監査の解任及び交替理事または監査役の選任
- (ハ) 本会議所の解散
- (ニ) その他理事会が総会に付議することを決定した事項

単項：上記の(イ)と(ロ)項を決議するためには第1回目の召集に於いて正会員の過半数、又は第2回目の召集で正会員の少なくとも1/3の出席を必要とする。且つ、決議は出席正会員の2/3の同意を必要とする。

第22条 臨時総会は会頭、理事会、監査会或いは投票権保有会員の1/5(5分の1)により召集され、召集された目的事項について決議する。臨時総会の議長はその場で選出される。

第23条 定期総会及び/又は臨時総会は投票権保有会員の2/3以上の出席をもって成立する。第1回目の召集において、この定数に達しない場合は第2回目の召集を1時間後に行い、この場合、出席者の数に拘らず出席正会員の過半数により決議することができる。但し、第21条単項に記載された事項については出席正会員の2/3の同意を必要とする。又総会において正会員は他の3名までの正会員をそれぞれ委任状により代表することが出来る。

第24条 定期総会は会頭が招集し、議長又はその場で選出された者が議長となる。総会の決議が賛否同数となった場合は正会員の2/3以上の出席のある場合に限り、議長は会員としての自身投票の他に、そのいずれかに決議することができる。

第8章一理事会

第25条 理事会は15名迄の理事を以って構成される：会頭1名、副会頭4名以内、専務理事1名、会計理事1名を役付理事とし、その他は役無し理事とする。

第26条 理事は任期を2年とし、定期総会において選出する。

第27条 理事会は本定款並びに本定款第50条に定める内規により本会議の運営に当たる。この為次の事項を審議処理する。

- (イ) 総会から付議された事項
- (ロ) 総会に提出すべき諸々の計画及び報告
- (ハ) 本会議所の運営に必要とする規則の制定、改正及び廃止に関する事項
- (ニ) 入会金、会費の決定及び改正に関する事項

第28条 理事会は本会議所の活動を推進するため必要な事項を研究、審議し実施するために、委員会を設立し、又廃止することが出来る。各委員会には委員長を置く、委員長は理事の中から会頭が委嘱する。委員会の委員は会員の中から人数に制限なく必要に応じて委員長が委嘱する。

第29条 理事会は会員の業種別の活動を発展させる為部会を設置し、又廃止することが出来る。各部会には部会長をおき、部会長は理事の中から会頭が委嘱する。

第30条 定例理事会は4ヶ月毎に1回開催される。臨時理事会は会頭が必要と認めた時又は2/3以上の理事より請求があった時、会頭が招集し議長となる。理事会は理事の過半数の出席により成立し、出席者の過半数を以って決議する事が出来る。賛否同数となった場合、議長はそのいずれかに決議することができる。理事会は委任状による代理出席は認められない。

第31条 会頭は次の職務権限を有す。

- (イ) 総会及び理事会を招集し、主宰する。
 - (ロ) 対外的に本会議所を代表する。但し、第31条に基づき会計理事が財産及び財務に関して対外的に本会議所を単独で代表することを妨げない。
 - (ハ) 本会議所の業務及び財産の全般を管理、監督、調整する。
 - (ニ) 緊急を要する場合は例外的に独断の処置をとることが出来る。但し理事会の事後承認を必要とする。
- 単項：会議所は特定された権限を与えられた代理人を選任でき、そして会頭が会議所を代理する特定権限を定める。

第32条 副会頭は次の職務権限を有す。

- (イ) 会頭を補佐する。
- (ロ) 会頭に支障のある時は、理事会決定の順位に従って会頭の職務を代行する。会頭の職務を適切かつ忠実に遂行するために会頭に与えられたすべての権利と権限を享受する。

第33条 専務理事は次の職務権限を有す。

- (イ) 会頭を補佐する。
- (ロ) 会頭及び副会頭に支障のある時は会頭の職務を代行する。会頭の職務を適切かつ忠実に遂行するために会頭に与えられたすべての権利と権限を享受する。
- (ハ) 事務局の業務を監督する。

第34条 会計理事は次の職務権限を有す。

- (イ) 会頭を補佐する。
- (ロ) 本会議所の財産及び財務に関する一切の運営及び監督を行う。本会議所の財産及び財務に関して対外的に本会議所を単独で代表することを含む。但し、第31条に基づき会頭が本会議所の財産及び財務を含む業務全般に関して対外的に本会議所を単独で代表することを妨げない。

第35条 専務理事又は会計理事に一時的に支障がある場合は理事会で定める理事がこれを代行する。

第36条 任期の途中で理事の欠員の生じた場合は第20条の規定に拘らず理事会において選出することが出来る。但しその任期は前任者の任期残存期間とする。

第37条 理事は無報酬とする。

第9章—委員会及び部会の幹部

第38条 委員会及び部会の運営のため必要のある時は幹事制を設けることが出来る。幹事は各委員長又は各部長の推薦に基き、会員の中から会頭が委嘱する。

第10章—監査会

第39条 定期総会において正会員の中から2年の任期で監査3名を選任する。再選は差し支えない。

第40条 監査会は定期的又は必要と認められた都度、会計帳簿及び証憑書類一切を監督するものとする。又理事会提出の年次報告書及び決算諸表を検査し、監査会としての意見を開陳する。

第41条 第36条及び第37条の規定は監査にも適用される。

第11章—会計

第42条 本会議所の経費は入会金、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってこれに当てる。

第43条 本会議所の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終了する。

第12章—事務局

第44条 本会議所の事務を処理するため事務局を設ける。

第45条 事務局は事務局長が統括する。事務局長不在の場合は専務理事の兼任とする。尚必要に応じて更に有給職員を採用することが出来る。

第13章—解散

第46条 本会議所の存続は無期限である。

第47条 本会議所の解散はその目的の為に招集された臨時総会において正会員3/4以上の出席と出席者2/3以上の同意を以って決議することが出来る。財産がある場合、財産を算出し、負債を清算した後、残りの財産は総会の決議に従ってほかの同種類の団体に譲渡される。

第14章—付則

第48条 本会議所の選出役職を担う会員は直接又は間接的でも如何なる報酬も受けない。

第49条 本会議所の運営者は連帯又は二次的に社会的義務に対して責任を負わない。但し、目的の乱用又は悪用する場合は除く。

第50条 本定款に規定されていない事項については理事会の決議により内規を作成することが出来る。

第51条 本定款は臨時理事会において承認された日から発効する。

リオデジャネイロ市 2024 年 5 月 10 日

やすひろ・かざま
定期・臨時総会 議長

ひろし・あおき
定期・臨時総会 秘書